

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構
公的研究費等のモニタリング及び監査の実施に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則（以下、「本細則」という。）は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構公的研究費等の適正な管理等に関する規程第12条に基づき、モニタリング及び監査の実施に関し、必要な事項を定める。

(他の規程の準用等)

第2条 監査の実施に際しては、「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 内部監査規程」（以下、「内部監査規程」という。）を適用するもののほか、本細則によるものとする。

2 本細則に定める監査の区分は、内部監査規程第5条に定める臨時監査に区分するものとする。

(モニタリングの実施)

第3条 モニタリングは、概ね次の各号に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 不正防止体制等の検証
- (2) 不正防止計画の進捗状況等の検証
- (3) その他公的研究費等の適正な運営及び管理等に関する体制等の検証

(監査の実施)

第4条 監査の実施に必要な事項（監査員の任命、監査員の任務・権限・義務、被監査部門等の義務、監査結果の報告、是正措置要求等）は、原則として、内部監査規程を適用するものとする。

2 本細則の監査の対象は会計監査とし、特に以下の点について重点的に実施するものとする。

- (1) 取引業者選定の妥当性・透明性等の検証
- (2) 契約方法等の適法性・妥当性・透明性等の検証
- (3) 物品等の納品検収・検査体制の検証（現物確認等を含む。）
- (4) 出張の事実関係等の検証
- (5) その他、監査対象とした公的研究費等制度にかかる関係法令、事務取扱要領・手引き等の遵守状況等の検証

3 本細則の監査は毎年度実施するものとする。

4 本細則の監査は公的研究費等の課題毎に実施し、原則として、監査実施年度の前年度における公的研究費の課題から、研究費の規模や経費の費目（物件費、人件費・謝金、旅費、その他）の執行状況等を勘案して、概ね2割程度の件数を抽出し、実施するものとする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。